**令和８年度大阪府地域資源活用価値創出対策補助金要望調査実施要領**

１　調査概要

本調査は、令和８年度に「大阪府地域資源活用価値創出対策事業」の活用を検討されている市町村、農林漁業者、中小企業者等に対して、その動向を早期に把握するため、調査時点での各要綱・要領に基づいて実施するものです。

※　地域資源活用価値創出とは、６次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく取組をいいます。

要望を提出する際は、必ず「５　その他」に記載の各要綱・要領を事前にご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いします。

〇 対象事業・・・

（１）地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携サポート事業（以下「地域資源活用・地域連携サポート事業」という。）

・　地域資源活用・地域連携等に関する戦略の策定、市町村戦略に基づく地域資源活用・地域連携事業体と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会の開催、人材育成研修会の開催の取組を支援する。

・　事業実施主体：市町村

・　交付率：定額

（２）地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業（以下「地域資源活用・地域連携推進支援事業」という。）

・　新商品開発・販路開拓の実施、直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組、多様な地域資源を新分野で活用する取組を支援する。

・　事業実施主体：農林漁業者、民間事業者、市町村　等

・　交付率：１／２以内　500万円を上限とする。

（多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進事業を除く。）

定額　500万円を上限とする。

（多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進事業に限る。）

（３）地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（以下「地域資源活用価値創出整備事業」という。）

・　六次産業化・地産地消法の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携促進法の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者、又は取組を行う地域において策定された都道府県戦略又は市町村戦略に基づいて事業を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業者が、認定を受けた計画や戦略に従って、制度資金等の資金の貸付等を受けて行う機械や施設の整備等を支援する。

・　事業実施主体：総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は中小企業者、又は都道府県戦略若しくは市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であり、以下の条件を満たす方

①　農林漁業者の組織する団体

主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が３戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるもの。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

また、他の農林漁業者の組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に３戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を３人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに３人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。

② 中小企業者

農林漁業者と有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した相互の経営改善を図るための事業を実施する者であって、農商工等連携促進法第２条第１項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）

・　交付率：３／１０（条件により１／２）以内。

注）　地域資源活用価値創出整備事業を実施するために必要な手続きである「六次産業化・地産地消法の規定に基づく総合化事業計画の認定」及び「農商工等連携促進法の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定」のためには、別途、近畿農政局等の関係機関での手続きが必要です。調査票にそれらの手続きの進捗状況について記載してください。

２　提出書類

要望する事業の種類により、以下の調査票を提出してください。

・　地域資源活用・地域連携サポート事業

【別添２】調査票１（地域資源活用・地域連携サポート事業）

・　地域資源活用・地域連携推進支援事業

【別添３】調査票２（地域資源活用・地域連携推進支援事業）

・　地域資源活用価値創出整備事業

【別添４】調査票３（地域資源活用価値創出整備事業）

３　提出方法・提出期限

メールまたは郵送により、**令和７年10月３日（金曜日）17時まで**に提出してください。（必着のこと）

注）　要望提出を予定している方は、事前にその概要を、電話またはメールで「４　提出先・問合せ先」に記載の連絡先までお知らせください。また、期限までに調査票の作成が困難である場合や、記載すべき事項に疑問が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いします。

なお、提出いただいた書類に疑義や不備などがある場合、関係機関の見解を確認する必要が生じます。必要な補正に時間を要し、補正ができない場合には、結果的に要望としてお受けできなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

４　提出先・問合せ先

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課

産業連携グループ（担当：越智、西田）

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）23階

電話：06-6210-9606（ダイヤルイン）

メールアドレス：ryutsutaisaku-g06@gbox.pref.osaka.lg.jp

５　その他

（１）　本調査は**令和８年度に実施を予定する事業**に係る要望調査です。今回の調査は、早期に動向を把握するため、調査時点での各要綱・要領に基づいて実施するものであり、本事業の実施は、国及び府の令和８年度の予算成立を前提としています。また、各要綱・要領は現時点のものであり、事業実施時には変更されていることがあります。

※　本調査は、以下の要綱、要領に基づいて実施しています。

・　大阪府地域資源活用価値創出対策補助金交付要綱

（令和７年６月13日最終改正）

・　農山漁村振興交付金交付等要綱

（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知、

最終改正令和７年4月1日付け６農振第2885号）

・　農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領

（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知、

最終改正令和７年４月１日付け６農振第2872号）

（２）　**令和８年度に事業実施を予定されている場合は、必ず、本調査に回答してください。**提出されない場合、別途、追加募集等を実施する場合に限って要望することができますが、追加募集は実施しないことがあります。また、事業が実施できる期間も短くなりますのでご注意ください。

（３）　調査票を提出いただいた事業者の方には、個別にヒヤリングを実施します。また、別途、説明資料等の提出を求めることがあります。

（４）　また、この調査は事前に**令和８年度当初の要望の提出意向を確認するもの**であり、事業を実施するためには、別途、国の要望調査で応募するなど、手続きを順次行う必要があります。なお、調査票を提出いただき、要綱等に定める補助要件を満たす場合であっても、国・府の予算上の制約等により、補助対象とならないことがあります。

（５）　補助事業が採択されるためには、事業ごとに実施要領記載の配点表でポイントを確保することが必要です。要望にあたっては、各事業の種類ごとの配点項目（「地域資源活用・地域連携サポート事業」の場合は別記２－２の第７の１、「地域資源活用・地域連携推進支援事業」の場合は別記２－１の別表２，「地域資源活用価値創出整備事業」の場合は別記２－３の別紙）について、ご確認ください。

（６）　補助事業は、原則として、補助金の交付決定があった後に着手し、事業実施年度内に完了していただく必要がありますのでご留意願います。